

避難所管理運営マニュアルモデルの見直しについて

平成29年9月14日
社会福祉課

1 目的

平成20年8月に策定した避難所管理運営マニュアルモデルについて、市町村における避難所管理運営マニュアルの策定や見直しに資するため、平成28年熊本地震や国が作成したガイドラインを踏まえ、内容の見直しを行った。

2 見直し(案)の概要

【現行】

項 目	
1 避難所の開設	
(1) 施設の施錠・開門	
(2) 避難所の開設準備	
(3) 避難者の受入	
(4) 市町村災害対策本部への報告	
(5) 住民への避難所開設の広報	
2 避難所運営委員会の役割	
(1) 避難所運営委員会の開催	
(2) 避難所運営委員会の役割	
3 各活動班の役割	
(1) 総務班	(5) 食料・物資班
(2) 被災者班	(6) 救護班
(3) 情報広報班	(7) 衛生班
(4) 施設管理班	(8) ボランティア班
●様式・参考資料 (18種類)	

【見直し後(案)】

項 目	
1 避難所運営体制の確立(平時)	
(1) 運営体制の確立	
(2) 避難所の指定	
(3) 避難所のレイアウト案づくり及び初動の具体的な事前想定	
(4) 受援体制の確立	
(5) 帰宅困難者・在宅避難者対策	
2 避難所の運営(発災後)	
(1) 避難所の開設	
① 施設の施錠・開門	
② 避難所の開設準備	
新 ③ レイアウトづくり(選択と変更)	
④ 避難者の受入	
⑤ 市町村災害対策本部への報告	
⑥ 地域住民への避難所開設の広報	
新 ⑦ 在宅・車中泊避難者への対応	
(2) 避難所運営委員会の役割	
① 避難所運営委員会の開催	
② 避難所運営委員会の役割	
新 ③ 避難所での活動の流れ	
(3) 各活動班の役割	
① 総務班	⑥ 救護班
② 被災者班	⑦ 要配慮者支援班 新
③ 情報管理班	⑧ 衛生班
④ 施設管理班	⑨ ボランティア班
⑤ 食料・物資班	
3 ニーズへの対応	
(1) 福祉避難所	
① 福祉避難所とは	
② 福祉避難所の対象となる者	
③ 平時の取組	
④ 災害時における取組	
(2) 要配慮者・女性・子どもへの配慮	
●様式・参考資料 (60種類)	

【主な見直し事項】

●次の事項を追加

- ① 平時の取組
 - ・ 顔の見える関係の構築
 - ・ 地震災害において使用できない避難所が生じた場合の対応の検討
 - ・ 避難所のレイアウト案づくり 等
- ② ニーズへの対応
 - ・ 福祉避難所
 - ・ 要配慮者・女性・子どもへの配慮
- ③ 発災後の取組
 - ・ 在宅・車中泊避難者への対応 等
- ④ 様式例等の掲載を大幅に増加

3 今後のスケジュール

時 期	内 容
H29. 9月中	市町村へのマニュアル策定又は見直し依頼の通知
H29. 10月～	市町村におけるマニュアル策定又は見直しの実施